

社会福祉法人聖母愛真会
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母愛真会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給する。

(報酬の額)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次のとおりとする。

理事	10,000円(税引後手取額)
監事	10,000円(税引後手取額)
評議員	10,000円(税引後手取額)

(報酬の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。

2 役員等の費用弁償に関する規程は廃止する。